Ⅱ. 商品先物取引法の施行日から6月間の経過措置の満了について

本年1月1日の商品先物取引法及び同法施行規則の施行日から下表のとおり6月間の経過措置が設けられておりますが、来る6月末日をもってその期間が満了しますので、対処する必要のある事項を点検の上、所要の手続を行うなど適切に対応してください。

附則の該当条項		法令の対象条項	経過措置(概要)
商先法附則	商品先物取引業	第 200 条第 2 項	商品先物取引業者は、外国商品市場取引又は
	者の外務員の登		店頭商品デリバティブ取引について、施行日
	録に関する経過		から6月間は、法第200条第2項の規定にか
	措置		かわらず、同条第 1 項の規定により登録を受
	(第 11 条第 3		けた外務員以外の者に外務員の職務を行わせ
	項)		ることができる。
	商品先物取引仲	第 190 条第 1 項及	法の施行の際に、法第2条第22項第2号から
	介業者の登録に	び第240条の2第1	第 5 号までに規定する媒介のいずれかを業と
	関する経過措置	項	して行っている仮商品先物取引仲介業者は、
	(第 15 条第 1		施行日から6月間は、法第190条第1項及び
	項)		第 240 条の 2 第 1 項の規定にかかわらず、引
			き続き当該業を行うことができる。
	商品先物取引仲	第 240 条の 8	法の施行の際に、その商号又は名称中に商品
	介業者の名称の		先物取引仲介業者であると誤認されるおそれ
	使用制限に関す		のある文字を用いている者について、第 240
	る経過措置		条の8の規定は、施行日以後6月間は適用し
	(第 16 条)		ない。
	純資産額の計算	第 38 条	法の施行の際に、旧法第 190 条第 1 項の許可
	基準に関する経		を受けている者についての規則第38条の規定
	過措置		の適用については、施行の日から起算して 6
商	(第3条)		月を経過する日までの間は、なお従前の例に
			よることができる。
先			平成23年1月1日に許可を受けた商品先物取
法			引業者についての規則第38条の規定の適用に
施 行			ついては、施行日から起算して 6 月を経過す
2規則附則			る日までの間は、同条第 1 項中「合計額(法
			第99条第7項の規定を第211条第4項におい
			て準用する場合にあっては、第1号から第6
			号までに掲げるものの合計額を除く。)」とあ
			るのは「合計額」と、「法第99条第7項の規
			定を第 211 条第 4 項において準用する場合に
			あっては、第7号から第10号までに掲げるも
			のの金額の合計額を除き、それ以外の場合に

附則の該当条項	法令の対象条項	経過措置(概要)
		あっては第7号」とあるのは「第7号」とす
		ることができる。
外国商品市場取	第98条の3第1項	規則第98条の3第1項第1号の規定は、施行
引及び店頭商品	第1号	日から起算して6月を経過する日までの間は、
デリバティブ取		適用しない。
引に関する財産		
の分離保管等の		
措置に関する経		
過措置		
(第6条)		
危機に対応する	第 99 条	法の施行の際に、旧法第 190 条第 1 項の許可
額の算出に関す		を受けている者についての規則第38条の規定
る経過措置		の適用については、施行の日から起算して 6
(第7条)		月経過する日までの間は、なお従前の例によ
		ることができる。
		平成23年1月1日に許可を受けた商品先物取
		引業者についての規則第99条の規定の適用に
		ついては、施行日から起算して 6 月を経過す
		る日までの間は、同条第 1 項中「次に掲げる
		額の合計額」とあるのは「第1号及び第3号
		に掲げる額の合計額」と、同条第 2 項中「市
		場リスク相当額及び取引先リスク相当額」と
		あるのは「市場リスク相当額」とすることが
		できる。
禁止行為に関す	第 103 条第 1 項第	103条第1項第19号及び第20号並びに同条
る経過措置	19号及び第20号並	第 2 項から第 10 項までの規定は、施行日から
(第9条)	びに同条第2項か	起算して 6 月を経過する日までの間は適用し
	ら第 10 項	ない。
業務又は財産の	第 117 条第 1 号	外国商品市場取引又は店頭商品デリバティブ
状況に関する報		取引を行っている商品先物取引業者について
告書の提出に関		は、施行日から起算して 6 月を経過する日ま
する経過措置		での間は、規則第 117 条第 1 号の規定は適用
(第 13 条第 1		しない。
項)		